

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月七日
奈良県北葛城郡王寺町久度五丁目一番一七号
合同会社SHICHISEI
代表社員 大川 俊介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月七日
福岡県柳川市大和町中島一六三一番地一
合同会社今福次郎商店
代表社員 今福 次郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千三十二万一千二百五十六円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年八月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年九月七日
東京都千代田区一番町一七番六号
株式会社ベーシック
代表取締役 秋山 勝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年七月三十一日
掲載頁 一三四頁(号外第一七三三)

令和八年九月七日

新潟県魚沼市井口新田五七八番地一〇
株式会社ホンダブリモ魚沼
代表取締役 関 竜夫

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を四十億九千九百三十万一千七百八十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は令和八年八月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年九月七日
東京都港区赤坂二丁目四番六号
株式会社Gunosy
代表取締役 西尾健太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月七日
山形県鶴岡市羽黒町荒川字西田五二番地
羽黒設備株式会社
代表取締役 板垣 伸幸

定款変更につき通知公告
当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月七日
千葉県市川市高谷新町六番地二
株式会社市川アストモスターミナル
代表取締役 片寄 智樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月七日
東京都品川区勝島一丁目四番一五号
株式会社アイベックス
代表取締役 福岡 隆幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月七日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号JPTタワー一階
ドーモ株式会社
代表取締役 トッド・モーガン・クレイン

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月七日
兵庫県芦屋市奥池南町二八番一二号
木下建設株式会社
代表取締役 木下 大一

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中区神田町三〇五番地、最後の住所東京都新宿区百人町一丁目二番四号 新宿オリビックマンション八〇二

右被相続人は平成二十六年一月四日死亡し、その相続人は令和八年八月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月七日
静岡県浜松市浜名区西美園八〇四番地の三
限定承認者 平山 勝己

限定承認公告
本籍福岡県大牟田市黄金町一丁目一六〇番地、最後の住所岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋一八九番地一 被相続人 亡 栗崎 久子

右被相続人は令和七年十月十八日死亡し、その相続人は令和八年八月二十六日岐阜家庭裁判所御嵩支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月七日
熊本県山鹿市鹿央町岩原五三一七番地
相続財産清算人 深草 理恵

任意清算公告

当法人は、令和八年八月二十四日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月七日
東京都台東区東上野一丁目一三番一五号
アーバントップビル七階
弁護士法人ましも法律事務所
代表社員 眞下 博孝

取消公告

令和八年二月二十七日(号外第四十一号)一六頁掲載の合併公告及び決算公告(枠組)中、甲及び乙の吸収合併に係る公告のみ、甲及び乙の吸収合併の中止により取消します。

また、令和八年三月三十一日掲載の効力発生日変更公告を取消します。

令和八年九月七日
岩手県盛岡市本宮字荒屋二四番二一
(甲) 株式会社みんなのみらい計画
代表取締役 濱田 和人
神奈川県川崎市高津区諏訪一三二二廣
佐ビル
(乙) 株式会社SBFコーポレーション
代表取締役 濱田 和人

正 誤

ページ段 行 誤 正
令和八年八月二十六日(号外第九十号) 人事
異動欄内閣の部
(原稿誤り)
八二 終りから 四内閣府 防衛省

平成十四年三月十二日(号外第四十五号) 文部
科学省告示第三十五号(文化財を登録有形文化財
に登録する件)
(原稿誤り)
五上 終りから 多賀六三一 多賀六三二

九 終りから 多賀六三一 多賀六三二

九 終りから 多賀六三一 多賀六三二

九 終りから 多賀六三一 多賀六三二

九 終りから 多賀六三一 多賀六三二